

松本市消費生活センター
からのお知らせ

知っておきたい『デジタル終活』

もしものとき、家族が困らないために。

パソコンやスマートフォンを介したデジタルサービスは、私たちの日常生活を便利にしました。デジタルで管理される思い出や資産もたくさんあります。

しかし、「もしも」の時には、トラブルの原因にもなりかねません。いざという時に自分以外の人に気づいてもらい、対応してもらえるよう日頃から整理しておくことが大切です。

身近なデジタル資産の一例

- ① SNSのアカウント (Facebook、X、Instagram、Line等)
- ② メールアカウント
- ③ クラウドストレージ (GoogleDrive、iCloud等)
- ④ 写真や動画
- ⑤ オンラインショッピングのアカウント
- ⑥ サブスクリプションサービスの契約
- ⑦ ネット銀行やネット証券の口座
- ⑧ 電子マネー、暗号資産、各種ポイント



トラブル事例

- ① 故人のスマートフォンが開けず、ネット銀行の手続きができない
- ② サブスクリプション契約のIDとパスワードが分からず解約できない
- ③ コード決済サービス事業者への相続手続きが長期に及んでいる



今から考えよう『デジタル終活』

デジタル資産のリスト作成

※市販のエンディングノートの利用でも簡単にできます

スマホやPC、契約中のサービスの ID・パスワードを整理

※マスキングするなど安全に保管を！

死後のデータやアカウントの扱いに 関する規約等を事前に確認

スマホやPCのアカウントに アクセスできる人を指名しておく

おかしいな、困ったなと思ったら、ひとりで悩まず相談してください

【暮らしの相談窓口】

消費者ホットライン (局番なし) 188
松本市消費生活センター (松本市役所内) 0263-36-8832

【お問い合わせ】 市民相談課 TEL: 0263-33-0001